

改正案	現行
<p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法</p>	<p>自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法</p>
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気の汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準を定め、並びに事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）による措置等と相まって、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、自動車から排出される窒素酸化物による大気の汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準を定め、並びに事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）による措置等と相まって、二酸化窒素による大気の汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第二条（略）</p>	<p>第二条（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 「この法律において「自動車排出粒子状物質」とは、自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質をいう。」</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国は、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質(以下「自動車排出窒素酸化物等」という。)による大気汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策(自動車排出窒素酸化物等に係る大気汚染防止法第三章、第四章及び第五章の規定による措置を含む。)を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国は、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に関する基本的かつ総合的な施策(自動車排出窒素酸化物に係る大気汚染防止法第三章、第四章及び第五章の規定による措置を含む。)を策定し、及び実施するとともに、地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第四条 事業者は、その事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることにより、自動車排出窒素酸化物等の排出が抑制されるように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第四条 事業者は、その事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることにより、自動車排出窒素酸化物の排出が抑制されるように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止</p>
<p>2 地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じた自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策の実施に努めなければならない。</p>	<p>2 地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じた自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に関する施策の実施に努めなければならない。</p>

防止に関する施策に協力しなければならない。

に関する施策に協力しなければならない。

2 自動車の製造又は販売（以下この項において「製造等」という。）
（を業とする者は、当該自動車の製造等に際して、その製造等に係
る自動車を使用されることにより排出される自動車排出窒素酸化物
等）による大気汚染の防止に資するように努めなければならない。

2 自動車の製造又は販売（以下この項において「製造等」という。）
（を業とする者は、当該自動車の製造等に際して、その製造等に係
る自動車を使用されることにより排出される自動車排出窒素酸化物
による大気汚染の防止に資するように努めなければならない。

（国民の責務）

（国民の責務）

第五条 国民は、自動車を運転し、若しくは使用し、又は交通機関を
利用するに当たっては、自動車排出窒素酸化物等の排出が抑制され
るよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排
出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関する施策に協力しなけ
ればならない。

第五条 国民は、自動車を運転し、若しくは使用し、又は交通機関を
利用するに当たっては、自動車排出窒素酸化物の排出が抑制される
よう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出
窒素酸化物による大気汚染の防止に関する施策に協力しなければ
ならない。

（窒素酸化物総量削減基本方針）

（総量削減基本方針）

第六条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法
第三条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の排出基準又は
同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準及び同法第十
九条の規定による措置のみによっては環境基本法（平成五年法律第
九十一号）第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の
条件についての基準（二酸化窒素に係るものに限る。次条第一項第
三号において、「二酸化窒素に係る大気環境基準」という。）の確保
が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「窒

第六条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法
第三条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の排出基準又は
同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準及び同法第十
九条の規定による措置のみによっては環境基本法（平成五年法律第
九十一号）第十六条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の
条件についての基準（二酸化窒素に係るものに限る。次条第一項第
三号において、「二酸化窒素に係る大気環境基準」という。）の確保
が困難であると認められる地域として政令で定める地域（以下「特

<p>素酸化物対策地域」という。()について、自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針(以下「窒素酸化物総量削減基本方針」といふ。)を定めるものとする。</p> <p>2 窒素酸化物総量削減基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標</p> <p>二 次条第一項の窒素酸化物総量削減計画の策定その他窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減のための施策に関する基本的な事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する重要な事項</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 環境大臣は、窒素酸化物総量削減基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>6 環境大臣は、窒素酸化物総量削減基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第二項第一号に規定する施策に関する事務を所掌する大臣と協議するとともに、関係都道府県の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 環境大臣は、第五項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、窒素酸化物総量削減基本方針を関係都道府県知事に通知するものとする。</p>	<p>定地域」という。()について、自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する基本方針(以下「総量削減基本方針」といふ。)を定めるものとする。</p> <p>2 総量削減基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標</p> <p>二 次条第一項の総量削減計画の策定その他特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減のための施策に関する基本的な事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、特定地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する重要な事項</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 環境大臣は、総量削減基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>6 環境大臣は、総量削減基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第二項第二号に規定する施策に関する事務を所掌する大臣と協議するとともに、関係都道府県の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 環境大臣は、第五項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、総量削減基本方針を関係都道府県知事に通知するものとする。</p>
---	---

<p>8 前三項の規定は、<u>窒素酸化物総量削減基本方針</u>の変更について準用する。</p>	<p>8 前三項の規定は、<u>総量削減基本方針</u>の変更について準用する。</p>
<p>(窒素酸化物総量削減計画)</p> <p>第七条 都道府県知事は、<u>窒素酸化物対策地域</u>にあつては、<u>窒素酸化物総量削減基本方針</u>に基づき、当該<u>窒素酸化物対策地域</u>における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画(以下「<u>窒素酸化物総量削減計画</u>」)と^(一)を定めなければならない。</p>	<p>(総量削減計画)</p> <p>第七条 都道府県知事は、<u>特定地域</u>にあつては、<u>総量削減基本方針</u>に基づき、当該<u>特定地域</u>における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画(以下「<u>総量削減計画</u>」)と^(一)を定めなければならない。</p>
<p>2 <u>窒素酸化物総量削減計画</u>は、当該<u>窒素酸化物対策地域</u>について、^(一)に掲げる総量を^(二)に掲げる総量までに削減させることを目的として、^(一)に掲げる総量に占める^(一)に掲げる総量の割合、自動車の交通量及びその見通し、自動車排出窒素酸化物及び自動車以外の窒素酸化物の発生源における窒素酸化物の排出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、^(四)及び^(五)に掲げる事項を定めるものとする。</p>	<p>2 <u>総量削減計画</u>は、当該<u>特定地域</u>について、^(一)に掲げる総量を^(二)に掲げる総量に占める^(二)に掲げる総量の割合、自動車の交通量及びその見通し、自動車排出窒素酸化物及び自動車以外の窒素酸化物の発生源における窒素酸化物の排出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、^(四)及び^(五)に掲げる事項を定めるものとする。</p>
<p>一 当該<u>窒素酸化物対策地域</u>における事業活動その他の人の活動に伴つて発生し、大気中に排出される窒素酸化物の総量</p> <p>二 当該<u>窒素酸化物対策地域</u>における自動車排出窒素酸化物の総量</p> <p>三 当該<u>窒素酸化物対策地域</u>における事業活動その他の人の活動に伴つて発生し、大気中に排出される窒素酸化物について、二酸化窒素に係る大気環境基準に照らし環境省令で定めるところにより</p>	<p>一 当該<u>特定地域</u>における事業活動その他の人の活動に伴つて発生し、大気中に排出される窒素酸化物の総量</p> <p>二 当該<u>特定地域</u>における自動車排出窒素酸化物の総量</p> <p>三 当該<u>特定地域</u>における事業活動その他の人の活動に伴つて発生し、大気中に排出される窒素酸化物について、二酸化窒素に係る大気環境基準に照らし環境省令で定めるところにより算定される</p>

算定される総量	総量
<p>四・五（略）</p> <p>3 都道府県知事は、窒素酸化物総量削減計画を定めようとするときは、第十条第一項に規定する協議会の意見を聴くとともに、環境大臣の承認を受けなければならない。</p>	<p>四・五（略）</p> <p>3 都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、次条第一項に規定する協議会の意見を聴くとともに、環境大臣の承認を受けなければならない。</p>
<p>4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、窒素酸化物総量削減計画を定めるときは、第二項各号に掲げる事項を公告しなければならない。</p>	<p>4（略）</p> <p>5 都道府県知事は、総量削減計画を定めるときは、第二項各号に掲げる事項を公告しなければならない。</p>
<p>6 前三項の規定は、窒素酸化物総量削減計画の変更について準用する。</p>	<p>6 前三項の規定は、総量削減計画の変更について準用する。</p>
<p>（粒子状物質総量削減基本方針）</p>	
<p>第八条 国は、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法</p>	
<p>第三条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項の排出基準又は同法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準、同法第十八</p>	
<p>条の三の基準、同法第十八条の五の敷地境界基準、同法第十八条の十四の作業基準及び同法第十九条の規定による措置並びにスパイク</p>	
<p>タイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）（第五条第一項の規定による指定のみによつては環境基本法第十八</p>	
<p>条第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準）（浮遊粒子状物質に係るものに限る。次条第一項第三号において</p>	
<p>「浮遊粒子状物質に係る大気環境基準」ところ。）の確保が困難で</p>	

あると認められる地域として政令で定める地域（以下「粒子状物質対策地域」という。）（ロ）及び（ハ）自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下「粒子状物質総量削減基本方針」という。）を定めるものとする。

2| 粒子状物質総量削減基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標

二 次条第一項の粒子状物質総量削減計画の策定その他粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する重要な事項

3| 第六条第三項の規定は都道府県の区域のうちに第一項の政令で定める地域の要件に該当するとして認められる一定の地域がある場合において、同条第四項の規定は第一項の地域を定める政令において、同条第五項から第七項までの規定は粒子状物質総量削減基本方針の策定及び変更について準用する。

（粒子状物質総量削減計画）

第九条 都道府県知事は、粒子状物質対策地域においては、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、当該粒子状物質対策地域における目

自動車排出粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画(以下「粒子状物質総量削減計画」という。)を定めなければならない。

- 2 粒子状物質総量削減計画は、当該粒子状物質対策地域について、
第一号に掲げる総量を第三号に掲げる総量まで削減させることとを
目的として、第一号に掲げる総量に占める第一号に掲げる総量の割
合、自動車の交通量及びその見通し、自動車排出粒子状物質及び自
動車以外の粒子状物質の発生源における粒子状物質の排出状況並び
に原因物質(粒子状物質以外の物質で浮遊粒子状物質の生成の原因
となるものをいう。第一号及び第三号において同じ。)の排出状況
の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び第五号
に掲げる事項を定めるものとする。
- 1 当該粒子状物質対策地域における事業活動その他の人の活動に
伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質及び原因物質の総
量(原因物質については、環境省令で定めるところにより粒子状
物質に換算した総量)
- 2 当該粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量
- 3 当該粒子状物質対策地域における事業活動その他の人の活動に
伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質及び原因物質につ
いて、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準に照らし環境省令で定
められたる総量(原因物質については、環境省
令で定めるところにより粒子状物質に換算した総量)

<p>四 第二号に掲げる総量についての削減目標量（中間目標としての削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。）</p> <p>五 計画の達成の期間及び方途</p> <p>3 第七条第三項から第五項までの規定は、粒子状物質総量削減計画の策定及び変更について準用する。</p> <p>（協議会）</p> <p>第十条 第六条第一項又は第八条第一項の規定により窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域が定められたときは、当該窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域をその区域の全部又は一部とする</p> <p>都道府県に、窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議するため、都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行政機関及び関係道路管理者を含む者で組織される協議会を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（窒素酸化物総量削減計画等の達成の推進）</p> <p>第十一条 国及び地方公共団体は、窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（特定自動車排出基準）</p>	<p>（協議会）</p> <p>第八条 第六条第一項の規定により特定地域が定められたときは、当該特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県に、総量削減計画に定められるべき事項について調査審議するため、都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行政機関及び関係道路管理者を含む者で組織される協議会を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（総量削減計画の達成の推進）</p> <p>第九条 国及び地方公共団体は、総量削減計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（特定自動車排出基準）</p>
--	---

<p>第十二条 環境大臣は、自動車の種類、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の排出状況等を勘案し、その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物が窒素酸化物対策地域における大気の汚染の主要な原因となる自動車として政令で定める自動車であつて、窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するもの（次項において「特定自動車」といふ。）について、環境省令で、窒素酸化物の排出量に関する基準（以下「特定自動車排出基準」といふ。）を定めなければならない。</p>	<p>第十条 環境大臣は、自動車の種類、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出状況等を勘案し、その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物が特定地域における大気の汚染の主要な原因となる自動車として政令で定める自動車であつて、特定地域内に使用の本拠の位置を有するもの（次項において「特定自動車」といふ。）について、環境省令で、窒素酸化物の排出量に関する基準（以下「特定自動車排出基準」といふ。）を定めなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 環境大臣は、特定自動車排出基準を定めようとするときは、窒素酸化物対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 環境大臣は、特定自動車排出基準を定めようとするときは、特定地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(経過措置)</p> <p>第十三条 前条第一項の政令で定める自動車（以下この項において「指定自動車」といふ。）であつて一の地域が窒素酸化物対策地域となつた際現にその地域内に使用の本拠の位置を有するものを現に使用する者又は一の自動車指定自動車となつた際現に窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するその自動車を現に使用する者が、当該自動車を引き続き窒素酸化物対策地域内に使用の本拠を置いて使用する場合における当該自動車については、自動車の種別及</p>	<p>(経過措置)</p> <p>第十一条 前条第一項の政令で定める自動車（以下この項において「指定自動車」といふ。）であつて一の地域が特定地域となつた際現にその地域内に使用の本拠の位置を有するものを現に使用する者又は一の自動車指定自動車となつた際現に特定地域内に使用の本拠の位置を有するその自動車を現に使用する者が、当該自動車を引き続き特定地域内に使用の本拠を置いて使用する場合における当該自動車については、自動車の種別及び車齢（自動車が初めて道路運送</p>

<p>び車齢（自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により運行の用に供することができることとなった日から一の地域が窒素酸化物対策地域となった日又は一の自動車指指定自動車となった日までの期間をいう。）について政令で定める区分に応じ政令で定める期間が経過する日までの間は、特定自動車排出基準は、適用しない。</p> <p>2（略）</p>	<p>車両法第四条の規定により運行の用に供することができることとなった日から一の地域が特定地域となった日又は一の自動車指指定自動車となった日までの期間をいう。）について政令で定める区分に応じ政令で定める期間が経過する日までの間は、特定自動車排出基準は、適用しない。</p> <p>2（略）</p>
<p>第十四条（略）</p> <p>（事業者に対する指導等）</p>	<p>第十二条（略）</p> <p>（事業者に対する指導等）</p>
<p>第十五条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣（以下この条において「事業所管大臣」という。）は、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止を図るため、その所管に係る事業を行う者について、その事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定めることができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>第十三条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣（以下この条において「事業所管大臣」という。）は、特定地域における自動車排出窒素酸化物による大気の汚染の防止を図るため、その所管に係る事業を行う者について、その事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定めることができる。</p> <p>2（略）</p>
<p>3 環境大臣は、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する指針に関し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。</p> <p>2（略）</p>	<p>3 環境大臣は、特定地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する指針に関し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。</p> <p>2（略）</p>

<p>4 事業所管大臣は、<u>窒素酸化物対策地域</u>における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があるときは、その所管に係る事業を行う者に対し、第一項に規定する指針に照らし、その事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>5 環境大臣は、<u>窒素酸化物対策地域</u>における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があるときは、事業所管大臣に対し、前項の規定による指導及び助言をすることを要請することができる。</p> <p>6 <u>窒素酸化物対策地域</u>をその区域の全部又は一部とする都道府県は、当該<u>窒素酸化物対策地域</u>における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るため、第四項の規定による指導及び助言がされることが必要であると認めるときは、環境大臣に対し、前項の規定による要請をすることを求めることができる。</p> <p>(資料の提出の要求等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 都道府県は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係道路管理者に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止に関し意見を述べることを</p>	<p>4 事業所管大臣は、<u>特定地域</u>における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があるときは、その所管に係る事業を行う者に対し、第一項に規定する指針に照らし、その事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図ることその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。</p> <p>5 環境大臣は、<u>特定地域</u>における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があるときは、事業所管大臣に対し、前項の規定による指導及び助言をすることを要請することができる。</p> <p>6 <u>特定地域</u>をその区域の全部又は一部とする都道府県は、当該<u>特定地域</u>における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るため、第四項の規定による指導及び助言がされることが必要であると認めるときは、環境大臣に対し、前項の規定による要請をすることを求めることができる。</p> <p>(資料の提出の要求等)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 都道府県は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係道路管理者に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止に関し意見を述べることを</p>
---	--

<p>ができる。</p>	<p>できる。</p>
<p>(国の援助)</p> <p>第十七条 国は、電気自動車(専ら電気を動力源とする自動車をいう。)(その他の運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物等がないか又はその量が相当程度少ない自動車の開発及び利用の促進並びに自動車排出窒素酸化物等の量がより少ない自動車への転換の促進に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。</p>	<p>(国の援助)</p> <p>第十五条 国は、電気自動車(専ら電気を動力源とする自動車をいう。)(その他の運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物がないか又はその量が相当程度少ない自動車の開発及び利用の促進並びに自動車排出窒素酸化物の量がより少ない自動車への転換の促進に必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとする。</p>
<p>(経過措置の命令への委任)</p> <p>第十八条 (略)</p>	<p>(経過措置)</p> <p>第十六条 (略)</p>
<p>(事務の区分)</p> <p>第十九条 第七条第一項並びに同条第三項及び第五項(これらの規定を同条第六項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)(並びに第九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>	<p>(事務の区分)</p> <p>第十七条 第七条第一項並びに同条第三項及び第五項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)(の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p>

（第一条関係）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質第一条 この法律は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準を定め、並びに事業活動に伴い自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）による措置等と相まって、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第四条 事業者は、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるに努めるとともに、国又</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準を定め、並びに事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）による措置等と相まって、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第四条 事業者は、その事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理的を図るに於てその他必要な措置を講ずるに努めるとともに、自動車排出</p>

<p>は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。</p>	<p>窒素酸化物等の排出が抑制されるように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止に関する施策に協力しなければならない。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(窒素酸化物総量削減基本方針)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(窒素酸化物総量削減基本方針)</p>
<p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>二次条第一項の窒素酸化物総量削減計画の策定、第十五条第一項の判断の基準となるべき事項の策定その他窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減のための施策に関する基本的な事項</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>二次条第一項の窒素酸化物総量削減計画の策定その他窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減のための施策に関する基本的な事項</p>
<p>3~8 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(窒素酸化物総量削減計画)</p>	<p>3~8 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>(窒素酸化物総量削減計画)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、窒素酸化物総量削減計画を定めようとするときは、第十条第一項に規定する協議会の意見を聴くとともに、環境大</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、窒素酸化物総量削減計画を定めようとするときは、第十条第一項に規定する協議会の意見を聴くとともに、環境大</p>
<p>臣に協議し、その同意を得なければならない。</p>	<p>臣の承認を受けなければならない。</p>

<p>4 環境大臣は、前項の同意をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(粒子状物質総量削減基本方針)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>二次条第一項の粒子状物質総量削減計画の策定、第十五条第一項の判断の基準となるべき事項の策定その他粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減のための施策に関する基本的な事項</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(窒素酸化物排出基準等)</p> <p>第十二条 環境大臣は、自動車の種類、排出状況(窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出状況をいふ。第十七条において同じ。)(等を助案し、環境省令で、窒素酸化物排出自動車)その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物が窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となつておるものとして政令で定める自動車であつて、窒素酸化物対策地域</p>	<p>4 環境大臣は、前項の承認をしようとするときは、公害対策会議の議を経なければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(粒子状物質総量削減基本方針)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>二次条第一項の粒子状物質総量削減計画の策定その他粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減のための施策に関する基本的な事項</p> <p>三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(特定自動車排出基準)</p> <p>第十二条 環境大臣は、自動車の種類、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の排出状況等を助案し、その運行に伴って排出される自動車排出窒素酸化物が窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となる自動車として政令で定める自動車であつて、窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するもの(次項において「特定自動車」といふ。)(として、環境省令で、窒素酸</p>
--	---

<p>内に使用の本拠の位置を有するものをいう。次項及び同条において同じ。()にあつては窒素酸化物の排出量に関する基準(以下「窒素酸化物排出基準」という。()を、粒子状物質排出自動車)その運行に伴つて排出される自動車排出粒子状物質が粒子状物質対策地域における大気の汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車であつて、粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有するものをいう。同項及び同条において同じ。()にあつては粒子状物質の排出量に関する基準(以下「粒子状物質排出基準」という。()を定めなければならない。)</p>	<p>化物の排出量に関する基準(以下「特定自動車排出基準」という。()を定めなければならない。)</p>
<p>2 窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準は、窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車の一定の条件における運行に伴つて発生し、大気中に排出される自動車排出窒素酸化物又は自動車排出粒子状物質の量について、窒素酸化物排出自動車又は粒子状物質排出自動車の車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に掲げる車両総重量をいう。()につき環境省令で定める区分ごとに定める許容限度とする。</p>	<p>2 特定自動車排出基準は、特定自動車の一定の条件における運行に伴つて発生し、大気中に排出される自動車排出窒素酸化物の量について、特定自動車の車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に掲げる車両総重量をいう。()につき環境省令で定める区分ごとに定める許容限度とする。</p>
<p>3 環境大臣は、窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準を定めようとするときは、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p>	<p>3 環境大臣は、特定自動車排出基準を定めようとするときは、窒素酸化物対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>

第十三条 前条第一項の窒素酸化物対策地域における大気汚染の主

第十三条 前条第一項の政令で定める自動車（以下この項において「

要な原因となるものとして政令で定める自動車）以下この項において「指定自動車」という。（）であって一の地域が窒素酸化物対策地域となった際現にその地域内に使用の本拠の位置を有するものを現に使用する者又は一の自動車指定自動車となった際現に窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するその自動車を現に使用する者が、当該自動車を引き続き窒素酸化物対策地域内に使用の本拠を置いて使用する場合における当該自動車については、自動車の種別及び車齢（自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により運行の用に供することができることとなった日から一の地域が窒素酸化物対策地域となった日又は一の自動車が指定自動車となった日までの期間をいう。）について政令で定める区分に応じ政令で定める期間が経過する日までの間は、窒素酸化物排出基準は、適用しない。

指定自動車」という。（）であって一の地域が窒素酸化物対策地域となった際現にその地域内に使用の本拠の位置を有するものを現に使用する者又は一の自動車指定自動車となった際現に窒素酸化物対策地域内に使用の本拠の位置を有するその自動車を現に使用する者が、当該自動車を引き続き窒素酸化物対策地域内に使用の本拠を置いて使用する場合における当該自動車については、自動車の種別及び車齢（自動車が初めて道路運送車両法第四条の規定により運行の用に供することができることとなった日から一の地域が窒素酸化物対策地域となった日又は一の自動車が指定自動車となった日までの期間をいう。）について政令で定める区分に応じ政令で定める期間が経過する日までの間は、特定自動車排出基準は、適用しない。

2 (略)

2 (略)

3| 第一項の規定は、前条第一項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車について適用する。この場合において、第一項中「窒素酸化物対策地域」とあるのは「粒子状物質対策地域」と、「窒素酸化物排出基準」とあるのは「粒子状物質排出基準」と読み替えるものとする。

4| 第二項の規定は、前項において適用する第一項の区分又は期間を定める政令において適用する。

<p>(窒素酸化物排出基準等)に係る道路運送車両法に基づく命令)</p> <p>第十四条 国土交通大臣は、自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るため、窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が確保されるように考慮して、道路運送車両法に基づく命令を定めなければならない。</p> <p>(事業者の判断の基準となるべき事項)</p>	<p>(特定自動車排出基準)に係る道路運送車両法に基づく命令)</p> <p>第十四条 国土交通大臣は、自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止を図るため、特定自動車排出基準が確保されるように考慮して、道路運送車両法に基づく命令を定めなければならない。</p> <p>(事業者に対する指導等)</p>
<p>第十五条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣(以下「事業所管大臣」という。)は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るため、窒素酸化物総量削減基本方針及び粒子状物質総量削減基本方針に基づき、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組みべき措置その他の措置に関し、その所管に係る事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。</p>	<p>第十五条 製造業、運輸業その他の事業を所管する大臣(以下この条において「事業所管大臣」という。)は、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止を図るため、その所管に係る事業を行う者について、その事業活動に係る自動車の使用に関し、その合理化を図るその他必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るための指針を定めることができる。</p>
<p>2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、事業活動に係る自動車の使用の状況、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとして、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。</p>	<p>2 事業所管大臣は、前項に規定する指針を定めつつあるときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p>
<p>3 事業所管大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、環境大臣に協議しなければならない。</p>	<p>3 環境大臣は、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する指針に関し、事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。</p>

<p>らない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 環境大臣は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に関して、</p> <p>事業所管大臣に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>4 事業所管大臣は、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るために必要があるときは、その所管に係る事業を行う者に対し、第一項に規定する指針に照らし、その事業活動に係る自動車の使用に関して、その合理化を図ることその他の必要な措置を講ずることによる自動車排出窒素酸化物の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。</p>
<p>(指導及び助言)</p> <p>第十六条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があると認めるときは、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を助業して、その事業活動に伴う自動車排出の抑制を図るために必要な指導及び助言をすることができる。</p>	<p>6 窒素酸化物対策地域をその区域の全部又は一部とする都道府県は、当該窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の排出の抑制を図るため、第四項の規定による指導及び助言がされることが必要であると認めるときは、環境大臣に対し、前項の規定による要請をすることができる。</p>

とができる。

(事業者による計画の作成)

第十七条 窒素酸化物排出自動車、粒子状物質排出自動車その他の窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車であつて政令で定めるときは、その条において「対象自動車」「 CO_2 」を使用する事業者は、その対象自動車の排出状況その他の事情を勘案して政令で定める台数以上のものが、その都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するとき又は、主務省令で定めるときにより、第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、その都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する対象自動車（以下この条及び第十九条第一項において「特定自動車」といふ。）に係るべきものに関する計画を作成して、当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事に提出しなければならないこと。

(定期の報の提出)

第十八条 前条の規定により同条の計画を作成すべき事業者（次条及び第二十条第一項の「事業者」に該当するもの）は、毎年、主務省令で定めるところにより、その年の自動車排出量

酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

（勸告及び命令）

第十九条 都道府県知事は、特定事業者の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出が、特定自動車に係るものの抑制が第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出を、特定自動車に係るものの抑制に關し必要な措置を執るべき旨の勸告をするものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する勸告を受けた特定事業者がその勸告に従わなかったときは、その旨を公表するものとする。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勸告を受けた特定事業者が、前項の規定によりその勸告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勸告に係る措置を執らなかつたときは、当該特定事業者に対し、その勸告に係る措置を執るべきことを勧告するものとする。

（報告及び立入検査）

第十条 都道府県知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、その業務の状況

に關し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

〔環境大臣への通知等〕

第二十一条 都道府県知事は、第十七条の規定による同条の計画の提出又は第十八条の規定による報告があつたときは、主務省令で定めるところにより、当該計画の提出及び報告に係る事項を環境大臣に通知するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による通知があつたときは、当該通知に係る事項を事業所管大臣に通知するものとする。

〔自動車運送事業者等に関する特例〕

第二十二条 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の規定による自動車運送事業者及び貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）の規定による第一種利用運送事業を営む者に対する第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定の適用については、第十六条、第十八条、第十九条及び第二十条第一項中「都道府

県知事」とあり、並びに第十七条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、同条及び第十八条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」である。

2| 国土交通大臣は、前項の規定により読み替えて適用される第十七条の規定による同条の計画の提出又は同項の規定により読み替えて適用される第十八条の規定による報告があつたときは、遅滞なく、環境省令、国土交通省令で定めるところにより、その内容を環境大臣及び関係都道府県知事に通知するものとする。

3| 環境大臣又は窒素酸化物対策地域若しくは粒子状物質対策地域をその区域の全部若しくは一部とする都道府県の知事は、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要があることを認めるときは、国土交通大臣に対し、第一項の規定により読み替えて適用される第十六条、第十九条又は第二十條第一項の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

4| 国土交通大臣は、前項の規定による要請があつた場合において講じた措置を、環境大臣の要請を受けて講じたものにあつては環境大臣、都道府県知事の要請を受けて講じたものにあつては当該都道府県知事に通知するものとする。

(国土交通大臣の権限の委任)

<p>第二十三条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定める。</p> <p>その一部を地方運輸局長に委任することができる。</p> <p>1。</p> <p>2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、陸運支団長に委任することができる。</p>	
<p>第二十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第二十五条 (略)</p> <p>(経過措置の命令への委任)</p> <p>第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要な判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p>	<p>第二十七条 (略)</p> <p>(経過措置の命令への委任)</p> <p>第二十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要な判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p>
<p>(事務の区分)</p> <p>第十九条 第七条第一項並びに同条第三項及び第五項(これらの規定を同条第六項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)(並びに第九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条</p>	

項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(主務省令)

第二十七条 この法律において主務省令は、環境大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

(罰則)

第二十八条 第十九条第三項(第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)()の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条(第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)()の規定による提出をしなかつた者

二 第十八条又は第二十条第一項(これらの規定を第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)()の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十条第一項(第一

十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)()の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避した者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をし
たときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の
刑を科する。

改 正 案	<p style="text-align: center;">別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">法律</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">務</td> <td></td> </tr> </table> <p>自動車から排第七条第一項並びに同条第三項及び第五項（これら出される窒素の規定を同条第六項及び第九条第三項において準用酸化物及び粒子する場合を含む。）並びに第九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>子状物質の持り都道府県が処理することとされている事務</p> <p>定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）</p>	法律		事		務	
法律							
事							
務							
現 行	<p style="text-align: center;">別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">法律</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">務</td> <td></td> </tr> </table> <p>自動車から排第七条第一項並びに同条第三項及び第五項（これら出される窒素の規定を同条第六項において準用する場合を含む。）酸化物の特定（の規定により都道府県が処理することとされている地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）</p>	法律		事		務	
法律							
事							
務							

		改 正 案				現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）		別表第一 第一号法定受託事務（第二条第十項関係）					
法律	事	務	法律	事	務		
(略)	(略)		(略)	(略)			
外国人登録法 附則第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	外国人登録法 附則第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務		外国人登録法 附則第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	外国人登録法 附則第八条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務			
する法律（平成四年法律第六十六号）	する法律（平成四年法律第六十六号）		する法律（平成四年法律第六十六号）	する法律（平成四年法律第六十六号）			
地方拠点都市 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用される地方住宅供給公社法第四十四条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	自動車から排第七条第一項並びに同条第三項及び第五項（これら出される窒素の規定を同条第六項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第九条第一項の規定により酸化物質及び粒子状物質の特性を有する物質が処理することとされている事務		自動車から排第七条第一項並びに同条第三項及び第五項（これら出される窒素の規定を同条第六項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第九条第一項の規定により酸化物質及び粒子状物質の特性を有する物質が処理することとされている事務	自動車から排第七条第一項並びに同条第三項及び第五項（これら出される窒素の規定を同条第六項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第九条第一項の規定により酸化物質及び粒子状物質の特性を有する物質が処理することとされている事務			
促進に関する	設の再配置の		定地域におけ				

<p>法律（平成四 年法律第七十 六号）</p>	<p>（略）</p>
<p>る総量の削減 等に関する特 別措置法（平 成四年法律第 七十七号）</p>	<p>地方拠点都市 第四十七条第二項の規定により読み替えて適用され る地方住宅供給公社法第四十四条第一項の規定によ り市町村が処理することとされている事務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>